

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド 事務局設置規程

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド定款第38条の規定に基づき、この規程を定める。

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 公益法人石山つぎメモリアル・ファンドを運営する事務局（以下「事務局」という。）設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次の業務を行う。

- (1) 定款並びに諸規程の業務にかかる事務
- (2) 法人の会計処理
- (3) 理事長の指示によるその他の業務

第2章 組 織

(組 織)

第3条 事務局は、事務局長1名、事務長1名、事務局員若干名を置く。

- 2 事務局長には、山形県立米沢東高等学校（以下「学校」という。）教頭をもって充てる。
- 3 事務長には、学校事務長をもって充てる。
- 4 事務局員は、事務局長が指名する者を充てる。

(事務局員の報酬)

第4条 事務局員の報酬は、無報酬とする。

第3章 事務局長の専決権

(専決権の付与)

第5条 理事長の決裁権のうち次の事項については事務局長の専決とする。

- (1) 基本財産にかかる配当金の収入
- (2) 承認を受けた経費のうち1件10万円未満の支出負担行為
ただし、奨学資金給与、国際理解教育事業等に対する補助金を除く。
- (3) その他理事長から指示された事項

第4章 関係帳票の保管及び一般閲覧

(関係帳票の保管)

第6条 事務局は、定款第8条に定めた書類等についてこれを保管する。

(一般閲覧の方法)

第7条 定款第8条第2項の一般の閲覧の方法として、インターネットホームページへの掲載を併用できるものとする。

2 事務局長は、インターネットホームページへの掲載を行う場合には速やかな掲載を行うものとし、更にホームページの内容についても更新に努めなければならない。

第5章 補 則

(実施細目)

第8条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益法人石山つぎメモリアル・ファンド 奨学資金給与規程

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド定款第39条の規定に基づき、この規程を定める。

第1章 総 則

(奨学資金の給与を受ける者の資格)

第1条 公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンドの奨学資金の給与を受けるものは、山形県立米沢東高等学校の在校生及び卒業生で、学業・人物とも優秀な者とする。

(奨学資金の金額)

第2条 奨学資金の給与金額は、次のとおりとする。

在校生：一人10万円を限度とする。

卒業生：大学等への入学時に1回限りとし、一人20万円を限度とする。

第2章 奨学生の決定と奨学資金の給与

(奨学生の推薦)

第3条 奨学生は学校長が推薦するものとする。

(奨学生の決定)

第4条 奨学生の決定は、学識経験者並びに学校関係者をもって構成する奨学生審査会の選考を経て理事長が決定し、その結果は学校を経由して本人に通知する。

(奨学資金の給与)

第5条 奨学資金は、定額を直接本人に給与するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、奨学生の保護者に給与することができる。

(奨学資金の受領書の提出)

第6条 奨学資金の給与を受けた奨学生は、ただちに奨学資金受領書を提出しなければならない。

第3章 補 則

(実施細目)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益法人石山つぎメモリアル・ファンド 国際理解教育事業等に対する補助金給付規程

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド定款第39条の規定に基づき、この規程を定める。

第1章 総 則

(補助金対象事業)

第1条 公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド（以下「法人」という。）の国際理解教育事業等に対する補助金の対象事業は、山形県立米沢東高等学校の在校生で海外研修を行う生徒及び山形県置賜地区において、団体及び個人を問わず、青少年の健全な育成を目的とし国際理解教育の向上発展に寄与する事業を対象とする。

(補助金の金額等)

第2条 補助金額は、団体及び個人を問わず40万円を限度とする。

第2章 補助金の決定及び支給

(補助金支給の申請手続)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、次の書類をこの法人に申請しなければならない

- (1) 事業主（主催者等）を証する書類
- (2) 事業の具体的な計画・内容・予算・時期等を記載した書類
- (3) その他選考審査会が必要とするもの

(補助金対象事業の決定)

第4条 補助金対象事業の選定は、前条の申請のあった事業について学識経験者並びに学校関係者をもって構成する審査会であらかじめ選考及び審査した候補事業のうちから理事長が決定する。

- 2 前項により補助金対象事業を決定したときは、その旨を直接、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第5条 補助金は、対象事業者に支給する。

第3章 報告義務並びに補助金の返還

(補助金受給の明記)

第6条 法人の補助金を受給し事業を行う際には、その旨を明記しなければならない。

(報告義務)

第7条 補助金を受けた事業者は、対象事業終了後おおむね1ヶ月又は当該年度末までのいずれか早い期日までに理事長に対して事業報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

(補助金の支給取り消しまたは返還請求)

第8条 補助金対象事業が次に掲げる違反事項に該当すると認められた場合には、補助金の支給を取り消し又は、支給された補助金の返還を求める。

- (1) 申請書及び関係書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 補助金の応募内容以外の目的に使用された場合
- (3) その他、法人の指示に従わなかった場合

第4章 補 則

(実施細目)

第9条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド 審査会設置規程

公益財団法人石山つぎメモリアル・ファンド定款第39条の規定に基づき、この規程を定める。

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 公益法人石山つぎメモリアル・ファンド 奨学資金給与規程第4条並びに国際理解教育事業等に対する補助金給付規程第4条に規定する審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は次の審査を行い、理事長に報告するものとする。

- (1) 奨学資金の給与を受けようとする者の選考及び審査
- (2) 国際理解教育事業等に対する補助金補助金対象事業の選考及び審査

第2章 組 織

(組 織)

第3条 審査会は、委員5名をもって組織する。

- 2 委員には、学識経験者並びに学校関係者から理事長が委嘱する。
- 3 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 審査会は、委員長が招集し会議の議長となる。

(附 則)

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。